

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

三井住友海上火災保険 株式会社
東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地

2. 指名停止措置期間

令和6年11月29日から
令和7年3月28日まで(4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和6年10月31日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

損害保険ジャパン 株式会社
東京都新宿区西新宿1丁目26番1号

2. 指名停止措置期間

令和6年11月29日から
令和7年1月28日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和6年10月31日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東京海上日動火災保険 株式会社
東京都千代田区大手町2丁目6番4号

2. 指名停止措置期間

令和6年11月29日から
令和7年1月28日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、令和6年10月31日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

遠藤興業 株式会社

宮城県石巻市大街道南二丁目9-13

2. 指名停止措置期間

令和6年10月30日から

令和6年12月29日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

遠藤興業株式会社の専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 目黒林業

秋田県男鹿市船川港船川字化世沢 1 7 7 - 8

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 0 月 4 日 から

令和 7 年 1 月 3 日 まで (3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

株式会社目黒林業の元代表取締役は、秋田県が発注した道路の維持管理業務を巡り、同県職員が維持管理業務の受注者に対して、目黒林業を再委託先とするよう斡旋した見返りとして現金を渡したとして、令和6年8月7日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕され、同年8月28日に秋田地検に贈賄の罪で起訴された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

アイリスチトセ 株式会社

宮城県仙台市青葉区北目町1-13

2. 指名停止措置期間

令和6年9月13日から

令和6年12月12日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

アイリスチトセ株式会社は、北海道札幌市ほか5件の工事において、建設業法第26条第2項の規定に違反し監理技術者を配置していなかったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年7月26日建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止22日間）を受けた。

また、建設業法第11条第2項に規定する書類に記載しなければならない工事を記載せず、また、一部事実と異なる専任技術者等を記載し提出したことが同条に違反し、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、同日建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 永沢水道工業

岩手県一関市三関字神田 1 7 1 - 1

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 8 月 2 1 日 から

令和 7 年 1 月 2 0 日 まで (5ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

株式会社永沢水道工業の元専務取締役は、岩手県一関市が発注した複数の公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、その見返りとして飲食接待をしたとして、令和 6 年 5 月 2 8 日及び同年 6 月 1 9 日、岩手県警に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で逮捕され、同年 6 月 1 9 日に盛岡地検に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の罪で起訴された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 0 号 (公契約関係競売等妨害又は談合) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 志賀建設

福島県石川郡石川町字屋敷入63

2. 指名停止措置期間

令和6年8月2日から

令和6年12月1日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東武トップツアーズ 株式会社
東京都墨田区押上1丁目1-2

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年9月2日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 日本旅行東北
宮城県仙台市青葉区中央4丁目7-22

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年9月2日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

名鉄観光サービス 株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14-19

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から

令和6年11月2日まで(4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 JTB
東京都品川区東品川2丁目3-11

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年11月2日まで(4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

近畿日本ツーリスト 株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目6-1

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年9月2日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表した。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 AXISグリーン

宮城県名取市上余田字千刈田508番地の1

2. 指名停止措置期間

令和6年6月26日から

令和6年7月25日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

株式会社AXISグリーン及び元取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）違反により、令和5年11月14日に仙台簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その後、刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日管 株式会社

静岡県浜松市中区池町220-4

2. 指名停止措置期間

令和6年5月24日から

令和6年8月23日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日管株式会社の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内